
監査だより Vol. 38

岩手県監査委員事務局 平成 30 年 1 月発行

☆ **最近の予備監査事例から** ☆

同じような事例がないか、チェックしてみましょう

監査で指摘又は注意した不適切な事務処理事例についてその内容を紹介します。
このような事例を未然に防止するため、チェックしてみてください。

調定の遅れはありませんか？

調定の不適當(指摘又は注意)



今年度の監査においても、「調定の遅れ」が散見されます。

複数年の使用許可をしているもので2年目以降の調定が遅れたものや、担当者が誤認または事務処理を失念したものなど、組織内でのチェックが十分なされていないことによるものでした。

その中には、調定作業に取りかかるのが遅く、確認作業に時間を要したことから年度当初の調定が遅くなったものもありましたので、早めに作業に取りかかるなど、不適切な事務にならないよう留意願います。

担当者任せにせず、前年度の事務処理スケジュールや収入時期と比較するなど、今一度、確認してみてください。

赴任旅費の計算は大丈夫ですか？

支出命令の不適當(指摘又は注意)

ほぼ年1回の事務処理となるケースが多いところですが、毎年、赴任旅費の支給誤りが散見されます。

例えば、

- ① 移転料は、赴任に伴う現実の移転の路程が旧勤務地から新勤務地までの路程に満たないときは、その現実の路程に応じた条例に定める移転料定額を支給することになっていますが、旧勤務地から新勤務地まで支給した。
- ② 移転料の路程は、距離区分が最も短くなる路程で算定することが原則ですが、鉄路で計算すべき路程を陸路で計算したため、距離が4倍とな



り過大支給となった。(移転料の距離区分の算定上、陸路1/4kmをもって鉄路1kmとみなす取扱いとなっています。)

- ③ 移転料を支給する場合に住民票等を添付していなかった。扶養親族移転料を支給する場合に住民票等(扶養親族の年齢及び移転を証明する書類)を添付していなかった。
- ④ 起点等(旧勤務地、旧居住地又は新居住地)を誤って支給した。
- ⑤ 住居状況を誤って支給した。(新勤務地における住居状況(従来から賃借し家族が居住するアパート)を「自宅」とすべきところ「その他」とした。)

赴任旅費の支給に際しては、旧勤務地・旧居住地(公舎)の起点、赴任旅費の支給に必要な添付書類を確認してください。



通勤手当の算定は大丈夫ですか？

支出事務の不適當(指摘又は注意)

高速自動車道利用に係る通勤手当の支給については、往路・復路とも月の出勤日の過半以上認定区間を走行するなどの要件を満たす必要がありますが、当該要件を満たさないにも関わらず手当を支給している事例がありました。

また、ETCカードを利用している場合は、通勤割引後の額を基準に算定するべきところを、割引前の通常料金を基準に算定したため、支給額が過大となっている事例もありました。

改めて、通勤手当の支給額が適正であるか確認してみてください。

公用車の車検証の有効期間をチェックしていますか？

執行管理体制の不適當(指摘)

公用車について、自動車検査証(車検証)の有効期間の満了日を経過したまま運行している事例がありました。

道路運送車両法に基づく所定の検査(車検)の受検は、車両の運行にとって必須であることから、公用車の管理者においては、車検証の有効期間の満了日を常に意識し、車検を忘れることのないよう留意してください。





年度末を迎えて、もう一度チェックしては？

本年度も終盤になってまいりましたので、収入支出経理簿の関係書類を確認のうえ、事務処理の漏れや誤りがないか再度点検してみましょう。

また、補助金等の年度末に実施する完了確認においては、実績報告書等の必要書類の漏れなどによって完了確認が不十分となることのないよう留意してください。

【留意事項】

- ・収入 → 調定の漏れや遅れ、歳入科目の誤り、収入証紙収納額報告の誤り
- ・支出 → 支払の漏れや遅れ、歳出科目の誤り、支出金額の誤り
- ・契約 → 変更契約の締結、契約書等に仕様書未添付などの未整備、保証金還付
- ・補助金 → 補助対象経費の算定誤り、交付決定の遅れ、変更交付申請・決定
- ・財産 → 財産管理簿や備品管理一覧表の整理、帳票と現物の突合